

猟銃等の所持許可のための用途及び使用実績の審査について（通達）

令和7年1月24日 警察庁丁保発第8号
警察庁生活安全局保安課長から警視庁生活安全部長、各道府県警察本部長、
各方面本部長
（参考送付先）
各管区警察局広域調整担当部長
あて

（概要）

猟銃及び空気銃（以下「猟銃等」という。）は、殺傷用具としての機能を有し、犯罪に使用されるおそれがあることから、これを防止するため、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）に基づく猟銃等の所持許可のための調査及び審査を厳正に行うことにより不適格者の排除に努めているところである。

近年、所持許可をした猟銃を悪用した凶悪事件が発生したことを踏まえ、こうした事件の発生を防止するため、猟銃等の所持許可及び更新に際しては、人物に対する厳正な審査に加え、当該猟銃等の用途及び使用実績についても、厳正な審査を行う必要がある。

特に、所持許可を受けたにもかかわらず、長期間用途に供されていないいわゆる「眠り銃」については、盗難等のおそれや銃の取扱いの不慣れによる事故が発生するなどの危険性が高まるおそれがあることから、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和6年法律第48号。以下「改正法」という。）によっていわゆる「眠り銃」に係る規定が改正され、用途に供する意思が欠けているとみなすための期間が2年となったほか、猟銃等を所持許可に係る用途の一部に供していない場合に、当該所持許可について当該一部の用途を減ずる変更をすることができることとなった。

そこで、用途及び使用実績に関する審査要領を別添のとおり定めたので、各道府県警察においては、実施要領に沿った審査がなされるよう徹底されたい。

別添省略